

環境創造室公式 SNS（Facebook、X、Instagram）運用方針

水・大気環境局環境管理課環境創造室

1 目的

本方針は、水・大気環境局環境管理課環境創造室（以下、「当室」という。）が実施する Facebook、X（<https://x.com/KankyoRyoko>）、Instagram（<https://www.instagram.com/kankyoryoko/>）（以下、「環境創造室公式 SNS」という。）の運用に関する事項について定める。

2 基本方針

環境創造室公式 SNS は、水辺の環境活動プラットフォーム、当室の業務及び良好な環境を発信することを通じ、利用者に良好な環境に関する理解を深めていただくとともに、情報収集や連携促進の利便性向上を目的とする。

環境創造室公式 SNS は、専ら情報発信を行うものとし、原則として返信等は行わない。意見・問合せについては、「メール（kankyo-ryoko@env.go.jp）」において受け付ける。

3 運用方法

環境創造室公式 SNS は、当室が以下のとおり運用する。

（1）発信する情報

環境創造室公式 SNS では次の情報等を発信する。

- ・モデル事業団体の取組や「水辺の環境活動プラットフォーム」の新着情報
- ・良好な環境の魅力を伝える良い環境を紹介
- ・職員による出張報告を掲載 等

4 免責事項

- ・環境創造室公式 SNS の投稿情報の正確性については万全を期しているが、当室は利用者が環境創造室公式 SNS の情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない。
- ・当室は、利用者により投稿された環境創造室公式 SNS に対する「リプライ」、「リツイート」、「コメント」等について一切責任を負わない。
- ・当室は、環境創造室公式 SNS に関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わない。
- ・「リプライ」、「コメント」等の投稿にかかる著作権の取扱いは、Facebook、X、Instagram の規定に準ずる。

5 利用者による不適切な書き込みの削除等

以下の各項に該当する場合、予告なく書き込みの削除又はアカウントのブロック等を行う場合がある。

- ・法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの
- ・特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・著作権、商標権、肖像権など環境省又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ・虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ・他の利用者、第三者等になりすますもの
- ・わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ・当室の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・当室の発信する内容に関係ないもの
- ・その他、当室が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等
- ・Facebook、X、Instagram の利用規約、コンテンツポリシー及びガイドラインに反するもの

6 著作権

環境創造室公式 SNS の内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、環境省に無断で転載等を行うことはできない。引用等を行う際は、適宜の方法により必ず出典を明示すること。

7 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は環境省 HP 上に掲載する。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更する場合がある。

8 管理者

「環境創造室公式 SNS」は、当室が管理する。

令和7年9月8日 施行